

生活支援ボランティアポイント活動の利用者を募集しています

町では、高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献することを支援し、自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進して、高齢者の役割と生きがいあふれた地域づくりをするため、ボランティアポイント事業を実施しています。**その事業を利用して日常生活の困りごとなどの支援を受け入れる利用者、および利用機関を募集しています。**



- 1 利用者および利用機関** ボランティア活動を利用しようとする者は、利根町ボランティアポイント事業受入申出書を提出します。利用料は、原則無料になります。ただし、買い物頼んだときなどに費用がかかる場合は、実費の負担が必要になります。
- 2 利用者ならびに利用機関との調整** 利用者が希望するボランティア活動を確認して、ボランティア活動の参加登録者との調整を町が行います。
※2回目以降の調整などは、利用者などと参加登録者で行っていただきます。
- 3 活動の受入れ** 利用者などとの調整が整いしだい、活動の利用を開始します。
※参加登録者は、ポイント手帳と名札を必ず持参します。また、当日利用を休むときは、必ず参加登録者にあらかじめ連絡してください。
- 4 活動確認スタンプの押印** (平成30年3月末まで) 1回当たり1時間として、1日当たりの活動は、2回までを限度とします。その都度、活動を受け入れた利用者などが、ボランティア活動をする者が持参するポイント手帳に、活動確認スタンプの押印をしてください。**(1日当たりの押印するスタンプは、2つまでとします。)**
- 5 その他** ボランティア活動をする者が、この活動で知り得た個人情報を守られます。また、ボランティア活動の利用に関してのお問い合わせは、下記問い合わせ先までご連絡ください。

活動内容

活動の種類	活動区分
生活援助	ごみ出し、掃除、日用品など買い物、嗜好品買い物、薬の受け取り、その他の家事援助など
生活全般	ペットの世話、簡易な草取り、簡易な植木の手入れ、仏壇の花交換、家具の配置換え、電球の交換、部屋の模様替え、預貯金の引き出し支援、話し相手、配膳・下膳など
その他	見守り、声かけ、安否確認、介護教室などの支援

ただし、次のボランティア活動は該当しません。

- (1) 活動を利用しようとする利用者以外の者に関わる活動
- (2) 利用機関の職員が行わなければならない活動
- (3) 報酬・謝礼金・活動費が支払われている活動
- (4) 専ら自分の親族・知人に対する活動
- (5) 利用機関の主催事業でない活動
- (6) 利用者をボランティア活動を行う者の運転する車両に同乗させて行う活動
- (7) 利用者が、介護保険などの家事援助サービスを利用しているときは、その家事援助サービスに定められた活動

問い合わせ先：役場福祉課 地域包括支援センター ☎68-2211 内線(348)

2つの対策で蚊媒介感染症(デング熱など)を予防しよう!

蚊媒介感染症(デング熱など)を発生させないために、水たまりをなくしましょう!

蚊を発生させないための対策

- ・住まい周辺に水たまりを作らないようにしましょう!
- ・定期的に庭の草刈りを行いましょ!

蚊にさされないための対策

- ・蚊が多い場所にお出かけの際は、長袖・長ズボンを着用してできるだけ肌の露出を避けよう!
- ・室内でも蚊対策グッズ(蚊取り線香や蚊帳)を利用しよう!
- ・虫除けスプレーを正しく使いましょ!



○問い合わせ先 茨城県保健福祉部保健予防課 健康危機管理対策室 ☎029-301-3219

農業に従事する方は広く加入できます

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方は、誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や家族従事者も加入できます。

脱退も自由です。脱退してもそれまで支払った保険料に対応した年金を、受け取ることができます。

安定した年金の財政運営ができるしくみです

将来の年金受給に必要な原資を、あらかじめ自分で積み立て、運用実績により受給額が決まる確定拠出年金であるため、安定した年金の財政確保ができます。運用利回りの状況などに応じて保険料が引き上げられることはありません。

保険料は自由に選択できます

保険料は毎月2万円を基本とし、最高6万7千円まで1,000円単位で選択できます。それぞれの経済的な状況や老後設計などに応じて保険料を自由に設定でき、かつ、いつでも見直すことができます。

全国農業新聞について

農業者の目線にたち、分かりやすい紙面でタイムリーなテーマを中心に、経営や暮らしに役立つ情報を提供します。

申し込み先：利根町農業委員会事務局 ☎68-2211 (内線323)

発行日 月4回金曜日
購読料 700円/月
問い合わせ先：利根町農業委員会事務局(役場経済課内) ☎68-2211 (内線323)
竜ヶ崎農業協同組合 わかくさ支店 ☎68-2934

熱中症を予防しよう!

熱中症の予防には、水分補給と暑さを避けることが大切です。重症化すると命にかかわる危険性もありますので、正しい知識を身につけて、熱中症を予防しましょう。

<予防方法>

- ・喉が渇かなくても、こまめに水分を補給しましょう。
- ・夜も、寝る前だからと水分を我慢しないようにしましょう。
- ・部屋の見やすい場所に温度計を置き、温度が上がったらエアコンをつけましょう。
- ・外出時は日傘や帽子を着用し、直射日光を避け、汗をかいたときは塩分の補給もしましょう。

○問い合わせ先 茨城県保健福祉部保健予防課 健康危機管理対策室 ☎029-301-3219



新しい農業者年金制度は、食料・農業・農村基本法の理念に即して抜本的な改革が行われ、農業者の老後生活の安定と福祉の向上に加え、農業者年金事業を通じて、農業者の担い手を確保するという政策年金として、新しく生まれ変わりました。
安心して老後の生活を送るためにも、ぜひ農業者年金に加入しましょう。

農業を営む皆さまへ

〜豊かな老後をお約束する農業者年金に加入しましょう〜

80歳までの保証が付いた終身年金です

年金は終身受給できますが、仮に加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、死亡した月の翌月から80歳までに受けとるはずの農業者老齢年金(予定利率で割り戻した額)を、死亡一時金として遺族が受けとれます。

税制面でのメリットがあります

保険料は全額(年額最高80万4千円)社会保険控除(所得控除)の対象となります。

加入受け付け中!

